

自動車排出ガス対策計画

計画の対象期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
---------	---------------------------------

1 事業所ごとの自動車の使用台数

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

整理番号	1	2	3	4	合計	
事業所の名称	高松市 財産経営課	高松市 消防局	高松市上下 水道局	高松市 病院局		
事業所の所在地	高松市番町一 丁目 8 番 15 号	高松市宮脇町 一丁目 2-34	高松市番町一 丁目 10 番 14 号	高松市宮脇町 二丁目 36 番		
連絡先電話番号	087-839 -2255	087-861 -1550	087-839 -2722	087-834 -2181		
職員数 (人)	2,572	486	270	422	3,717	
運転者数 (人)						
使用台数 (台)	① 普通貨物 自動車	15	0	1	2	18
	② 小型貨物 自動車	18	0	8	1	27
	③大型バス (定員 30 人 以上)	1	0	0	0	1
	④マイクロバス (定員 11 人以上 30 人未満)	9	0	0	1	10
	⑤乗用自動車	28	2	2	1	33
	⑥特種自動車	36	160	3	1	200
合計台数	107	162	14	6	289	

自動車の使用に伴う二酸化炭素の年間排出量

(平成 29 年度)

年間の燃料使用量	ガソリン		軽油		都市ガス (CNG)		LPG	
	(kL)	台数	(kL)	台数	(千 m^3)	台数	(t)	台数
高松市 財産経営課	20.44	43	95.31	51	75.4	13	0	0
高松市 消防局	105.66	66	53.87	96	0	0	0	0
高松市 上下水道局	2.3	5	4.25	9	0	0	0	0
高松市 病院局	1.28	4	2.59	2	0	0	0	0
合計 [a]	129.68	118	156.02	160	75.4	13	0	0
二酸化炭素排出係数 [b]	2.322 t-CO ₂ /kL		2.619 t-CO ₂ /kL		2.080 t-CO ₂ /千 m^3		3.000 t-CO ₂ /t	

二酸化炭素排出量 [a×b]	301.1 t-CO2	408.6 t-CO2	156.8 t-CO2	0 t-CO2
二酸化炭素排出量の合計	866.5 t-CO2			

2 自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るための方針

自動車は、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの大気汚染物質のほか、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素を排出ガスとして大気環境中に放出することから、事業活動における自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るため、次の方針により取り組むこととする。

- 私たちの生活環境や地球環境を守るため、自動車を使用する私たち自身が排出ガスによる大気汚染者であり、温室効果ガスの排出者であることを認識し、自動車の使用に伴う大気環境の負荷の軽減に努める。
- 自動車の効率的な使用等により、自動車の使用をできるだけ抑制するとともに、整備点検を確実に実施し、アイドリングストップやエコドライブを徹底して、排出ガスを減少させるよう努める。
- 自動車の新規購入又は更新に当たっては、低公害車等を積極的に導入する。
- この自動車排出ガス対策計画について、職員への十分な周知を行い、庁内一体となって取り組みを推進していく。

3 低公害車等の導入に係る事項

自動車区分		平成 29 年度末時 点の台数	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
			減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数
総自動車台数 (低公害車等を含む)		289						
低 公 害 車 等 の 台 数	①天然ガス自動車	13						
	② 電気自動車	0						
	③ ハイブリッド自動車	10						
	④ エタノール自動車	0						
	⑤低燃費かつ 低排出ガス認定車	31						
	⑥その他の排出ガスの排出量が少ない自動車 (平成 21 年基準 NO _x ・PM 10%低減) (超低PM排出ディーゼル車)	2 9						
	合計 (①～⑥)	65						
排出ガス低減装置装着車の台数								
<< 参考 >> 軽自動車(二輪除く)の台数 【増加車両は低公害車等とする】		378						

自動車区分		令和3年度		令和4年度		令和4年度末時点の 台数
		減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	
総自動車台数 (低公害車等を含む)						289
低 公 害 車 等 の 台 数	① 天然ガス自動車					13
	② 電気自動車					0
	③ ハイブリッド自動車					10
	④ エタノール自動車					0
	⑤低燃費かつ 低排出ガス認定車					31
	⑥その他の排出ガスの排出量が少ない自動車 (平成21年基準NOx・PM10%低減) (超低PM排出ディーゼル車)					2 5
	合計 (①～⑥)					65
排出ガス低減装置装着車の台数						
<<参考>> 軽自動車(二輪除く)の台数 【増加車両は低公害車等とする】						378

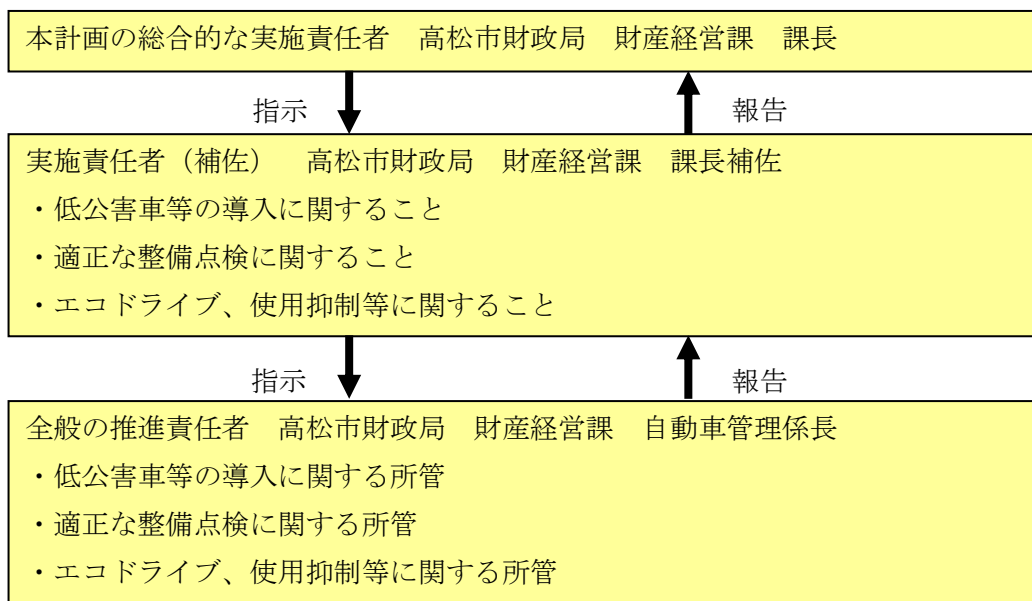
4 自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実施に係る事項

項 目	内 容
自動車の使用抑制	<ul style="list-style-type: none">• E-mail、メール便の活用により、市内部機関内での公用車の使用頻度削減に努める。• 近距離の移動は、自転車及び原動機付自動二輪を利用する。
自動車の適正な整備	<ul style="list-style-type: none">• タイヤ空気圧の調整、排気ガスの排出状況の点検等の始業前の定期的な整備を行う。• 管理責任者を設置し、運転日報をチェックすることにより、点検整備の実施を徹底する。
自動車の適正な運転	<ul style="list-style-type: none">• 駐車及び長時間の停車時にエンジンを切るアイドリングストップを励行する。• 不要な荷物の積載禁止や急発進・急加速の禁止などにより、経済運転に努める。• 行先へのルートを検討し、相乗りの励行や最短距離運行などにより、効率的な運行に努める。

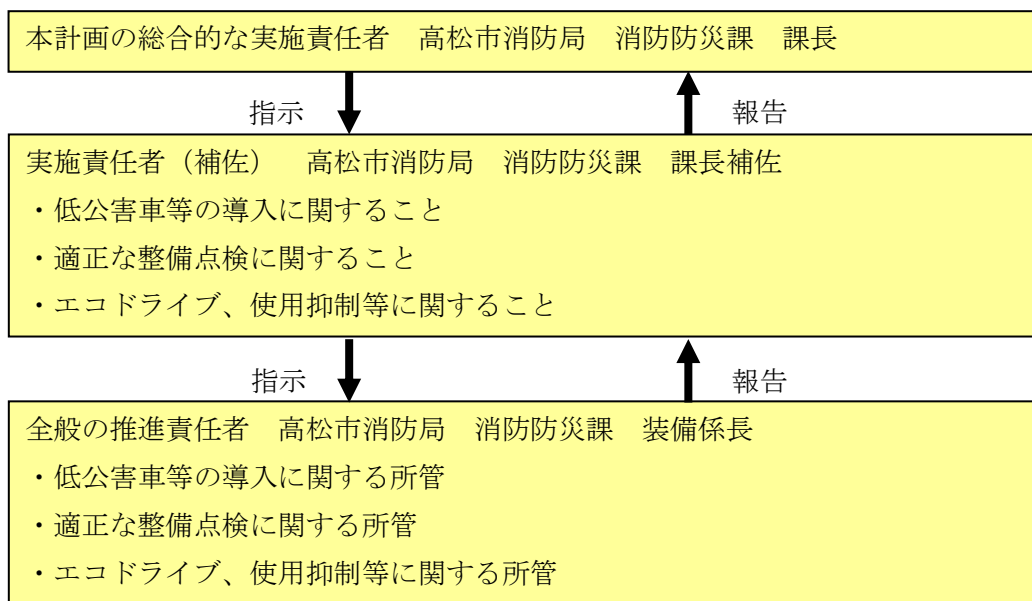
5 自動車排出ガス対策計画の推進体制

《体制図》

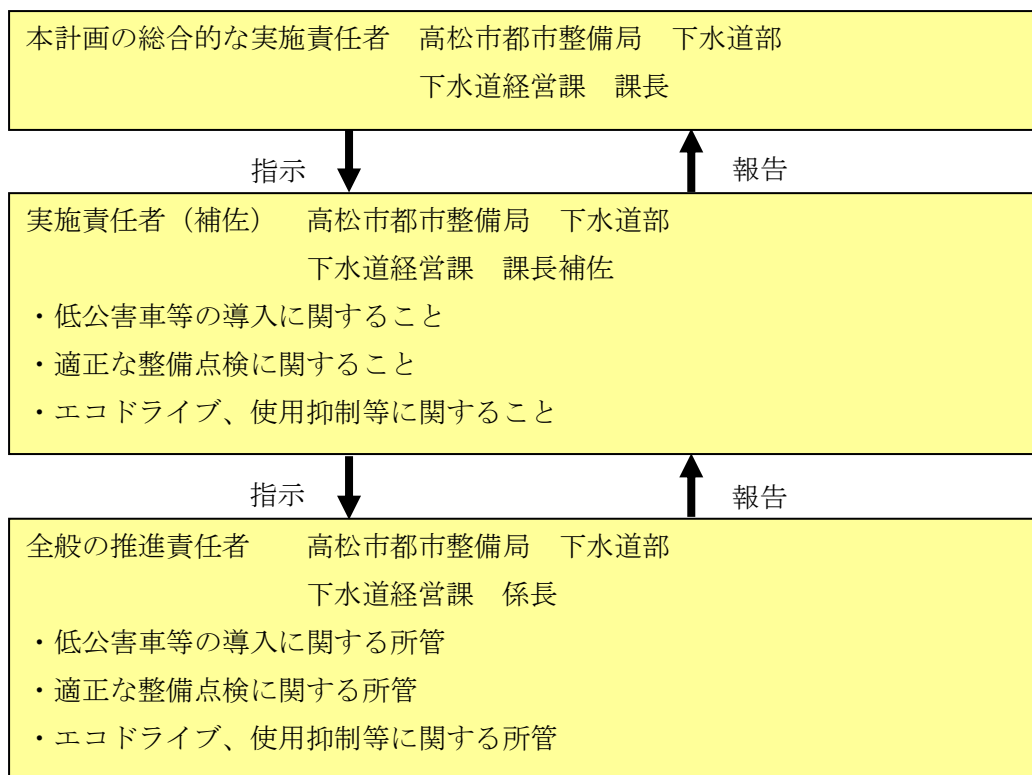
① 市長部局



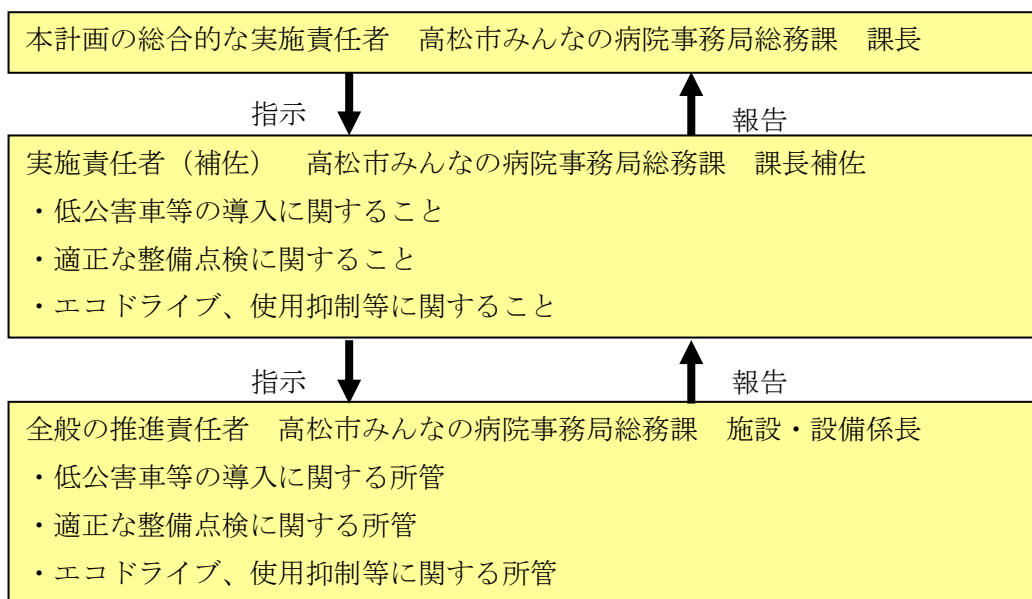
② 消防局



③ 下水道部（都市整備局）



④ 病院局



《推進方法》

全般の推進責任者は、毎年度、計画に記載した取り組みの実施状況を確認し、実施責任者（補佐）に4月末までに報告する。

実施責任者（補佐）は、全体の取り組みについて確認を行い、実施状況が不十分な項目があれば、その原因究明と適切な措置を行うよう指示する。

それらの結果については、本計画の総合的な実施責任者が最終確認し、必要な場合には計画の見直しを行うよう指示する。